

城東中学校生徒会会則

制定	昭和 55 年 4 月
一部改定	昭和 56 年 4 月
〃	昭和 58 年 4 月
〃	平成 2 年 4 月
〃	平成 12 年 4 月
〃	平成 14 年 4 月
〃	平成 15 年 4 月
〃	平成 17 年 4 月
〃	平成 31 年 1 月
〃	令和 5 年 4 月

第1章 名 称

第1条 本会は新潟県上越市立城東中学校生徒会と称す。

第2章 目 的

第2条 本会は、会員相互の自主的精神と協力的な活動を通して、豊かで楽しい学校生活を築き上げることを目的とする。

第3条 本会は、目的達成のために次のことを行う。

- 1 会員の自主的能力を養い生徒会及び学校生活の発展を図る。
- 2 会員の心身の健全な発達と学力の増進並びに個性、興味の伸長を図る。
- 3 会員相互の友好、親善を図り、奉仕活動を推進する。
- 4 学校生活における環境を整備し、学校生活を豊かにする。
- 5 会員相互の協力により有意義な校外生活並びに社会的行事に参加する。
- 6 その他の目的達成のため必要なこと。

第3章 会 員

第4条 本会の会員は、当校生徒を正会員とし、当校職員を顧問とする。

- 1 本会は学校長の責任の下に行われ、全て学校長の承認を得なければならない。
- 2 自由に役員を選び、あるいは選ばれ、これによって会の企画と運営に参加できる。
- 3 会員は、参加する機関において自由に発言し計画運営に協力する。
- 4 会員は、会費を納入しなければならない。
- 5 本会において決定した事項は、必ず尊重しなければならない。
- 6 会員は選んだ役員を援助しなければならない。

第4章 組 織

第5条 本会は、次の組織及び機関を置く。

- 1 生徒総会
- 2 生徒評議員会（通称「委員長会」）
- 3 総務部
- 4 生徒会総務部特命係
- 5 自治委員会
- 6 文化部・運動部

- 7 部長会
- 8 学級会
- 9 各学年運営委員会
- 10 学校協議会
- 11 選挙管理委員会
- 12 応援団

第5章 組織の任務

第6条 生徒総会は、本会の最高の決議機関、また、承認機関であって、次のことを行う。

- 1 本会の解散に関する事
- 2 会則の改正に関する事
- 3 予算・決算の承認に関する事
- 4 事業計画に関する事
- 5 役員の承認に関する事
- 6 役員の罷免に関する事
- 7 その他の必要事項

第7条 生徒評議員会は、本会の決議機関で次のことを行う。

- 1 会則の改正に関する事
- 2 予算・決算の審議
- 3 本会の運営に関する事
- 4 生徒総会提出議案に関する事
- 5 役員の罷免に関する事
- 6 その他の必要事項

第8条 生徒評議員会は、次の委員で構成する。

- 1 正副生徒会長
- 2 正副総務部長と総務部員
- 3 自治委員長
- 4 学年運営委員長
- 5 応援団長
- 6 生徒会総務部特命係長
- 7 その他の会議の内容に必要な役員

第9条 総務部は、次の業務を行う。

- 1 会則改定の立案に関する事
- 2 各機関の連絡調整等、本会の運営に関する事
- 3 予算の立案並びに決算報告に関する事
- 4 選挙管理委員会を作り、役員の選挙及び罷免に関する事
- 5 生徒総会・生徒評議員会の運営に関する事
- 6 緊急事項の処理、ただしこの場合は、次の生徒評議員会の承認を得なければならない。
- 7 会計及び庶務に関する事
- 8 その他必要事項

- 第10条 学校協議会は、生徒会顧問職員と総務部からなり、生徒評議員会における決議事項と職員会議の意見の相違の調整を図る。
- 第11条 自治委員会・生徒会総務部特命係は、学校協議会の計画に基づき組織される。
- 第12条
- 1 部活動は自由参加とする。
 - 2 新たに部を設立するときは、学校協議会の承認を得たうえで、その初年度をサークルとして活動する。ただし、このときの活動は部に準じ、当年度末サークルから希望があれば学校協議会の承認を得て次年度から発足する。
- 第13条 文化部・運動部は、対外試合または視察交歓に参加することができる。
- 第14条 文化部・運動部は、会員の希望によって組織し、年間を通じて行う。
- 第15条 各学級の学級会を生徒会の母体とし、活発な生徒会活動を推進する。
- 第16条 各学年運営委員会は各学年の学級を中心に学年内の問題を取り上げ、統一をはかるなど、生徒会の目的達成のために努力する。
- 第17条 応援団は応援団規定による。

第6章 役 員

- 第18条 本会には、次の役員を置く。
- 1 生徒会長1名 副生徒会長 男子1名女子1名
 - 2 総務部 部長1名 副部長2名 部員若干名
 - 3 生徒評議員会（委員長会）
 - 4 各自治委員会 委員長1名 副委員長1名
 - 5 応援団 団長1名 副団長若干名
 - 6 生徒会総務部特命係 係長1名 副係長若干名
 - 7 文化部・運動部 部長各部1名 副部長各部若干名
- 第19条 本会の次期役員は、次の方法により決定する。
- 1 正副会長は、別に定める役員選挙規定により選挙する。
 - 2 次の委員は、二年生を中心に学年の総意によって候補者を内定し、生徒評議会にて審議決定の上、生徒総会の承認を得て、会長が委嘱する。
 - ①生徒評議員会の正副議長及び書記
 - ②自治委員会の正副委員長
 - ③正副応援団長
 - ④正副特命係長
 - 3 正副総務部長は、生徒会長がこれを委嘱する。総務部員は、正副生徒会長と協議・内定し、生徒評議会にて審議決定の上、生徒総会の承認を得て、会長が委嘱する。
 - 4 文化部・運動部の各正副部長は、各部員の互選による。
- 第20条 立候補者の資格は、生徒会長2年、同副会長1、2年に在学していなければならない。
- 1 会長は、生徒会を統轄し、本会を代表する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これに代わる。
 - 3 総務部員は、各々総務業務を分担遂行し、会長を補佐する。

- 4 他の役員は、各々所属機関の運営に当たり、その責任を負う。
- 5 役員は各委員会、各部を代表し、委員会、部会の連絡を密にしなければならない。
- 6 役員は、会員の総意の下に行動し、個人的意志で決して行動してはならない。

第21条 役員の任期は一カ年とし、~~第2回~~生徒総会での承認、会長の委嘱をもってその任に当たる。欠員補充で就任した役員の任期は、前任者の残りの期間とする。

第7章 会 議

第22条 生徒総会は、原則として年度初めと年度末の2回開くこととする。ただし、会長が必要と認めた時、または生徒評議員会の過半数の要求により開くことができる。

第23条 生徒評議員会は、およそ月1回これを開き、必要に応じて生徒会長及び生徒評議員会または、各学年運営委員会の要求で開くことができる。

第24条 各自治委員会、文化部、運動部、及び学年運営委員会は、必要に応じ臨時に委員長または部長・運営委員長の招集によって開き、活発な運営に努める。

第25条 文化部、運動部は必要に応じて各部長を招集し、部長会議をもち、諸事項を審議決定し、部の活発な運営に努める。ただし、対外的な諸事項は、生徒評議員会にかけ承認を得なければならない。

第26条 生徒総会、生徒評議員会は、構成人員の3分の2以上の出席で成立する。

第27条 決議は、出席者の過半数の賛成によって決定する。
可否同数の場合は、議長が決する。

第28条 生徒評議員会の成案の中で、学校の方針に関するものは職員会議の承認を必要とする。

第8章 会 計

第29条 本会の経費は、正会員1人から月ごとに徴収し、これにあてる。会費月額額は学校協議会で検討し、決定する。

第30条 本会の会計は、総務部会計がこれに当たる。

第31条 本会の予算は、生徒評議員会で審議決定し、生徒総会にて承認する。

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第33条 毎年中間と年度末には、本会の会計監査をうけるとともに、会計報告をしなければならない。

第9章 改 正

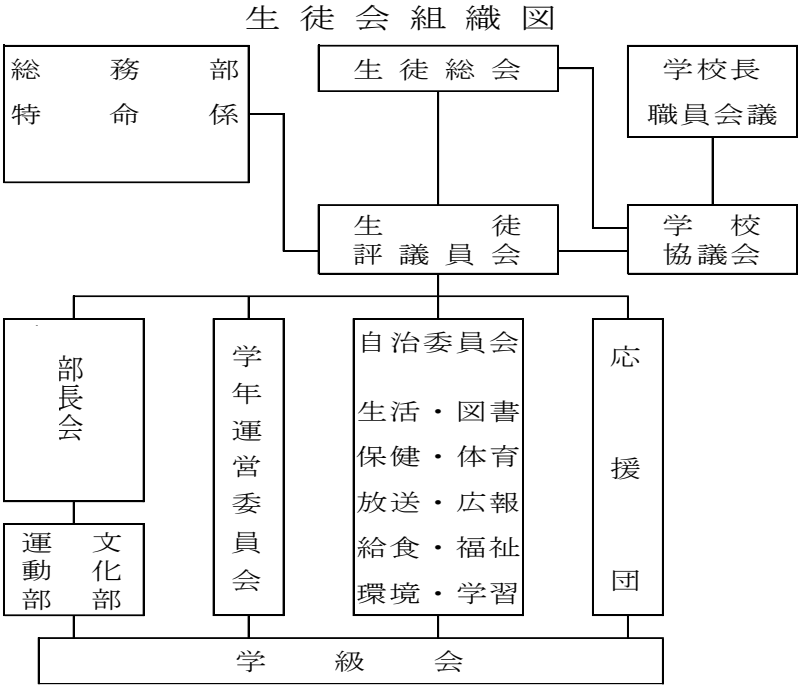
第34条 本会の会則改正に当たっては、生徒評議員会の決議によって生徒総会で承認をうけなければならない。

第10章 付 則

第35条 応援団規定は、別にこれを定める。

第36条 他校の生徒会との協議事項は、決議機関の決定がなければならない。

- 第 37 条 委員会及び各部は、その目的達成のため必要に応じて規則を作ることができる。その場合は、生徒評議員会の承認を得なければならない。総務部、委員会、部活動、運営委員会その他の会議は、それぞれ記録簿をつくり、保存しておくとともに次期役員に引き継ぎをしなければならない。
- 第 38 条 この会則は、令和 5 年 4 月 1 日より実施する。



城東中学校応援団規程

昭和 55 年 1 月 1 日制定
平成 12 年 2 月一部改正
平成 13 年 2 月一部改正

- 第 1 条 応援団の目的は、応援団員の秩序を保ち、選手の鼓舞激励に努めるとともに、生徒会員の意志統一を図ることにある。
- 第 2 条 応援団員は、全会員とする。
- 第 3 条 応援団のリーダーの構成は、下記の通りとする。
- ・ 応援団長… 1 名 副応援団長… 若干名
 - 学級応援リーダー… 原則として各学級から 2 名（男子 1 名、女子 1 名）
- 第 4 条 応援団リーダーは、対外試合及び校内行事の際、その目的達成に努める。
- 第 5 条 この規程の変更は、生徒評議員会において行う。
- 第 6 条 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日より実施する。